

尋常小學讀本教授用書 卷二

179
187

K121.1
17a
2

K121.8

17a

2

國光社 編纂

尋常小學讀本教授用書

東京 國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二

總論

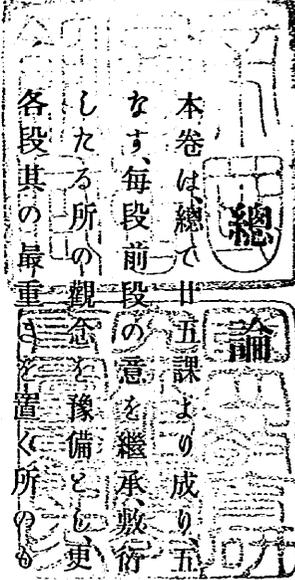
本卷は、總て廿五課より成り、五課毎に一段となし、分ちて五段となす、毎段前段の意を繼承、敷衍し、而して總て前卷に於いて啓發したる所の觀念を豫備とし、更に一步を進めて、其の意を敷衍し、各段其の最重きを置く所のものによりて之を總括せり、第五段に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは、以下序を追ふて之を述べん、希くは、教授者細心留意して、編者の意の存する所を諒せられんことを望む、

國光社編纂

尋常小學讀本教授用書

東京 國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二



本卷は總て廿五課より成り五課毎に一段となし分ちて五段となす、毎段前段の意を繼承敷衍し而して總て前卷に於いて啓發したる所の觀念を豫備とし更に一步を進めて、其の意を敷衍し、各段其の最重なる所を置く所のものに由りて之を總括せり、第五段に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは、以下序を追ふて之を述べん、希くは、教授者細心留意して、編者の意の存する所を諒せられんことを望む、

尋常小學讀本教授用書

卷之二

國光社編纂

第一課 あさひ。

(注意) 以下第一課より第五課に至る一段は、本巻の精神とすべき、最主要なる教訓を連ねて、冒頭となし、ものにて、各課の關係及、各課の寓意に於いては、教授者の注意して、其の意義を貫徹せしめんことを要す。

本文 あさひが、やまから、でかかりました。

ひのではありません、きれいであります。

注意 本課は一の巻第一課「日」と云へる教課の意を反覆し、更に之を敷衍する目的に出づ、即旭日の瞳々として東山の端に上る狀、其の尊嚴其の廣大は、以て我が國體の尊嚴に比すべく、以て神州國民の雄大なる氣象に比すべし、是本書全體の主義精神とする所に於いて、其の意義の詳細に至りては、前巻第一課に陳述する所の

如し、而して前巻の「日」の課に於いては、其の畫に廣大なる海洋面を示し、以て我大八州の海國として、世界に雄飛すべき意を寓したるを以て、本課に於いては、山間僻邑の地に於いて、兒童が居常屬目する所に依りて、「日」に配するに、「山」を以てせり、而して旭日の光輝が、鬱葱たる山林に映ずる狀を示して、自然に山林を愛護する思念を發生せしむる意を寓す、且畫様に山間一面の田園を示せるは、是國本たる農業か、生産物の原料を供給するものなることを、寫し出せる意義なれば、教授者宜しく、此の畫様の深意の存する所、依りて、其の教養の術を運用すべし。

後節「ひ」のほはきれいであります此の一句は、之を兒童の心鏡に映せしめて、其の秀麗高妙なる感想を發せしめ、我國の前途をして、毎朝見る所の太陽と同じく、赫々たる光輝を發せしめんことを、勉むる念を感發せしむべきなり、今假し教授の一例を示さば、

左の如き説話の順序に依るも亦一法ならんか、

(一) 誰某の家は、日の出の勢なりなど云ふが、日の出の勢とは、如何なることを意味するか、

(二) 如何せば、家をして、日の出の勢とならしむることを得るか、

(三) 我國は、支那との戦い勝ちてより、名譽は世界を震動せり、此の勢を形容せば、何といふべきか、

(四) 此の上もなほ我國の勢をよくするには、吾人は如何にすべきか、

應用

(一) ひが、くれる、

(二) あさひが、さす、

(三) よが、あける、

第一一課

をんどり。

本文 ここには、はとりがないてをります。

これは、をんどりであります。

注意

本課は、第一卷第三課の「トリ」の意を受け、又前課の「旭」と云へるより連絡したるものなり、旭日始めて東天に昇りて鶏鳴を聞く、朝景の爽快なる、宇宙此に過ぐるものなし、鶏の聲は、實に人の精神を鼓舞作興するものにして、兒童をして、之を聞くことを喜ばしむる念を發せしむるは、緊要の事なりとす、鶏鳴て起き、盥嗽して髪を櫛り、衣を整へて禮容を具へ、父母の安否を候ふことは、子弟の禮にして、我國古來より行はれ來りたる道なれば、併せて此の習慣を助長せしめんこと肝要なりとす、教授者宜しく本課の効力をして、此の點にまで及ぼさしむる工夫なかるべからず、後節これはをんどりであります此の一句、又、聊意の存する所な

きにあらず、即時を告ぐるは、雄鶏の職分にして、牝鶏の晨を告ぐるは、我國の習にあらず、男女の道を、鶏に依りて説き示せること、古來其の教あることなれば、本課も、亦茲に其の意を寓せり、

應用

- (一) にはどりに、は、とさがと、けづめとがあります、
- (二) めんどりは、たまををうむ、

第三課

タイサウ。カウ、サウ

本文 ガクカウノセイトガナランデヨリマス。
コレハ、タイサウヲスルトコロデアリマス。

注意

本課は、前課の早起と云へることと連絡して、學校の狀を寫し、且前卷第十四課、第十五課、及第卅五課の意を反覆訓練したるものにて、始めて學校の事を説くに當り、先體操の課を出したるは、

編者大に深意の存する所あればなり、今や學生の體質漸軟弱ならんとする時に當り、之を矯正して、元氣を作興する法は、專體育を主とせざるべからず、現時知識の發達に於いては、之を歐米國人に比して、遜色なしと雖、近來體育に注意せざる結果として、體格軟弱に陥り、智能を容るゝ器に適せず、動もすれば勤勉の力を喪失して、本分を盡すに堪へざるものなきにあらず、痛嘆に耐ふべけんや、學校衛生の事、近頃頓に重を措くに至れるは、茲に見る所ありてなるべし、本課體操のことを掲げたるは、兒童をして身體を鍛練する意氣を作興せしめんとせしに外ならず、

應用

- (一) セイトガ、ガクカウニユク、
- (二) ガクカウデハ、タイサウナシマス、
- (三) タイサウハ、カラダラ、ツヨクイタシマス、

第四課

テンチャウセツ。ケフ、チャウマウ、セウ、

本文 ケウハ、テンチヤウセツデアリマス。

イマカラ、ガクカウヘデテ、オイハヒマウ
シマセウ。

法意 本課は、前課の學校と云へることより、連絡して之を出す、且教
課の順序は、正に天長節の佳辰に相當すべきを以てなり、抑學校
教育の事たる、其の本旨とする所は、忠良なる臣民を養成する一
義に外ならず、故に學校訓練の要旨とする所も、亦之を措きて他
にあるべからず、故に先天長節の佳辰に於いて、臣民の誠意を捧
ぐる事を以てせり、是最重んずべきことなれば、本課は特にこゝ
に之を掲ぐるなり、

(附説) 天長節は、畏くも我が 天皇陛下の御降誕ましくし
佳辰なれば、苟臣民たるもの、誠心誠意を以て祝賀し奉るべき

は當然の事なり、學校の授業を休むも、亦舉りて拜賀の式を舉
げ行はんが爲なり、然るに、往々授業を休むを以て、單に遊ぶべ
き日と心得、校内に於いて、御眞影を拜し、祝賀の式を舉ぐる席
に列せざるものあり、是父兄が家庭の教育如何にもよるべけ
れど、三つ兒の精神百々その譬喩もあれば、須く十分に拜賀の
式を舉ぐる所以を論じ、御眞影を拜するは、恰、陛下の御前に
伺候して、祝壽を奏するに等しき事を、記性せしめんことを務
むべきなり、

應用

- (一) ケフハ、十一ガツ三カデアリマス (レハツツバ未授ケザ)
- (二) テンチヤウセツハ、テンシサマノ、オウマレアソバシタヒ
デアリマス、
- (三) キミガヨノウタヲウタツテ、オイハヒマウシマセウ、

第五課 きみがよ。

本文 きみがよは

ちよにやちよに

さざれいしの

いはほとなりて

こけのむすまで。

注意 本課は前課に關聯して「君が代」の國歌を教ふ、教育者其の教訓の際に於いて、特に注意すべき要領甚尠しとせず、蓋唱歌は、兒童の心神を養ふに於いて、其の効果最著く、愈久うして、其の感化愈深きものなり、故に此の歌を唱ふに際し、兒童をして其の眞意より發せしむること、重きを措かざるべからず、若其の口唱の狀、單に俗謡に於けるが如くならしめば、其の効なきのみならず、反

りて其の結果大に憂ふべきものあらん、而して此の神聖にして尊重なる「君が代」の國歌を、甚不適當なる場所にて唱へらるゝことあるは、最悲むべきことなりとす、是學校の教育に於いて、主として訓誡匡正を要するものなりと信ず、即之を唱ふる時と場所とを撰ぶと共に、一念至誠の衷情より發せしむる様にすべきなり、

應用

- (一) ちよにやちよとは、いつまでもとねなじことであります、
- (二) さざれいしとは、ちいさな石のことでありませう、
- (三) いはほとは、おほきな石のことでありませう、
- (四) こけのはゆることを、むすどまうします、

備考

此の歌の出所は、古今集第七賀の部に題しらす、讀人知らず、我が君は千世に八千世にさざれいしの岩となりて苔のむすまでとあるを、君が代と改めて、國歌として用ゐらるゝなり、

第六課 いねかり。ほう、

(注意) 以下第六課より第十課に至るまでを一段となす、前段は、本巻全體の冒頭となせるものなれば、この段は前段の意に次ぎて、専ら産業、勤勉、悦樂の事を説き、且海國思想養成の端をなせり、

本文 このひとはいねをかつてをります。

いねのほがねもさうにたれてをります。

ことしは、ほうねんであります。

注意 本課は、農業稼穡の状を寫して、我國多數人民の産業に就き、之を重んずる思念を涵養する意を寓せり、

後二節(いねのほがねもさうにたれてをります、)ことしはほうねんであります)此の二句は實に農家快樂の状を寫しよもの

して、之を讀まば農家歡喜の狀靄然として思念に浮ぶものあるべし、凡實業獎勵の念を與へんには、先其の業を喜ぶ念を發せしむるを以て本とす、農家の兒童と雖、農業は如何に快樂多きかを知るにあらざれば、之を尊重する念を起すことを得ず、故に本課は、其の收穫時の樂を以て、一年の勞苦を忘るに足るべきを示し、以て大に其の農業を獎勵すべき端を啓きたり、

(附説) 本課の如きは、稻を刈るにつき、苗代より、田植、耕耘、灌漑の事並に收穫の事より、米となるまでの農夫の勞苦を概説し、總て事は千辛萬苦の後ならぞは、良結果を見るを得ざるを説き、併せて穂の充實するに従ひ下垂するは、恰人の學徳の身に備はる程、人にも謙ることを例證し、徳性陶冶の料に供するに便なるべし、

應用 (一) かまにていねをかる、

- (二) ひどがねもさうに、いねをかついでゆく、
- (三) いねがよくできたとしを、ほうねんといひます、

第七課

ヤスミノジカン。テウ、

本文 オヤスミノジカンニナリマシタ。

ナニヲシテアソビマセウカ。

オニゴトヲイタシマセウカ。

テウレンノマネヲイタシマセウ。

注意 本課は放課時間の状を寫して、學校の娛樂を知らしむる意を
主とす、

能く勤め能く遊ぶは、良習にして、優遊不斷は陋風なり、勤むべき
時に勤め、遊ぶべき時に遊ぶ、其の業を進捗して、其の遊を快裕な

るは、必然の理なり、之に反して、務むるともなく、遊ぶともなく、業
務に従事するに、時間の制限なく、休息するに、一定の規律なきと
きは、倦怠交來りて、常に活潑の動作に乏しく、快樂の伴ふものな
きに至るは、是又當に然るべき所なりとす、我が雄大なる國民は、
當に斯の如くなるべからず、習慣は第二の天性となるべきもの
なれば、常に時間を恪守し、放課時間には、常に快裕の遊戯に従事
せしめ、思想を一洗して、再課業に服せしむる、好習慣を養成せざ
るべからず、即各放課時間には、務めて兒童を開掖誘導して、快裕
なる遊戯を取らしめ、次の課業に對し、倦怠の念なからしめんこ
とを要す、

應用 (一) ヤスミノジカンニハ、オニゴトヲイタシマセウ、

(二) テウレンハ、オモシロイアソビデアリマス、

第八課

ヘイタイアソビ。ラウ、シャウ、ガウ、バウ

本文 タラウガ、タイシヤウニナリマシタ。

ケンヲマイテ、ガウレイシテヲリマス。

ヘイタイガ、イキホヒヨク、ススンデユキ
マス。

コノヘイタイハ、バウシヲカブツテヲリ
マセヌ。

注意 本課は前課に連絡して、兒童が快活なる隊列運動をなす状を示す、其の最初に於いて、たろうは、たいしやうになりましたの一句中、太郎と云へる假設辭は、即其の級中の年長者の意にして、友誼間に於いても、長幼の序を重んずべき意、此の中に存するなり、

(ひんをぬいて、いさはいよくすすんで)是等の文字は、兒童の快活なる心性に向ひて、其の勇猛なる精神を鼓舞することに注意することは、教授上の要點なりとす、而して、我國の兵制は、國民皆兵士となるべき制度なることを説き、兵役は國民の義務にして此の義務を盡すは國民の本分なることを諭し、若、體格虛弱等の故を以て、兵士たるを得ざるは、不名譽なることを自覺せしめ、體育の忽よすべからざることを、忘れしめざらんことを要す、

應用 (一) タイシヤウハ、ガウレイスルヒトデアリマス、

(二) タラウハバウシヲカブツテヲリマス、

(三) カラダガヨクナイト、ヘイタイニナレマセヌ、

第九課 ヲモチヤノフ子。

本文 ニラウサン、フ子ヲコシラヘマセウ。

コノイタニアナヲアケテ、タケノホバシ
ラヲタテマセウ。

サア、フ子ガ、デキマシタ。

コレカラ、ホバシラニ、ハタヲツケテ、イケ
ノナカニ、ウカセマセウ。

注意

本課は、兒童友誼の狀を寫し、併せて舟を製作する様に依りて、本書編纂の主旨中重を措ける、海國思想養成の端緒を啓く、即第一卷第一課の劈頭に於いて、先大海を示したる主意に基き、正に大に海國民の思想を養成せんとすればなり、夫我國の海上權力を擴張して、國運の隆盛を計らんには、諸多の方法あるべしと雖、其の基く所は、國民の海國思想に倚らざるべからず、斯の思想は

校内に於いて養成せられ、而して多くは校外に於ける遊戲の際に、實地演習せらるゝものなり、近古以來我國の風習、專、陸上の事業のみを重んじて、海上の事に及ばず、兒童の常に愛玩する物の如き、三月の雛人形、五月の幟、或は、劍、槍、弓、矢等、其の種類尠からずと雖、未玩具の舟の如きものは、稀なりしなり、然るに世界の海國と呼はるゝ、他邦の風俗に就いて察するゝ、兒童嬉戲の器具は、常に帆船、或は、小艇の如きものを用ゐ、海事の思想を養成すべきもの一にして足らず、海上權力の一張一弛は、皆、此に發源すとせば、宜しく深く推究せざるべからず、教授者須く此の意を了解し、適當に應用せられんことを切望し、堪へざるなり、且其の畫に於いて、櫓、日章旗を掲ぐるもの、偶然に非ざることを知了せられんことを望む。

應用

(一) フ子ハ、ミツノウヘチ、ユクモノデアリマス、

(二) フチハ、サカナヲトツタリ、ウミヲタツタリ、ニモツチハ
コンダリスルニモナキマス、

第十課

ふね。

人は、大じよう、

本文

ひとが、ふねにのつてをります。

この人は、ろで、ふねをこいでをります。

これは、ちひさいふねであります。

あれ、あちらのは、うに、たほきなふねが、み
にます。

あの、大きなふねは、じようきせんであり
ます。

注意

本課は、前課と連絡して其の意を擴充し、更に一步を進めて、人

の艦を漕ぐ様を示して、操舟の事を説話する序となす、海濱漁家の
の兒童にありては、幼稚にして、尙、操舟の術を知ると雖、山間の兒
童に於いては、曾之を知らず、固より其の居る處の土地によりて、
其の風習も同一ならざれども、今我が國を以て大陸諸邦に比ぶ
れば、如何なる地方も海濱を距ること遠からず、總べて之を海濱
の兒童と云ふも、過言にあらざるなり、故に操舟の事の如きは、之
を説話する要、極めて重大なりとす、末句蒸氣船の事をいひ、且畫
様に於いて之を示せるもの、是亦大に留意説話すべき事なりと
す、

應用

(一) ふねには、ろでやるのと、ほでゆくのと、じようきですすむ
のとあります、

(二) じようきせんは大きく、ほれとは、ちいさくあります、

(三) じようきせんのはうは、ほまへせんより、はやうござい

す、
第十一課 犬。 小犬、

(注意) 以下第十一課より第十五課に至る、五課を以て一段となす、此の段に於いては、前段の意を繼承し、本邦人、氣風精神の基する所を説き、漸進みて氣節の一端に及び、兼て地理思想の端緒を啓發し、且歴史の一斑に及ぶ、

本文
アノ人ハ、チヒサイイヌヲ、ツレテヲリマ
ス。
小サイイヌハ、カハユラシイモノデアリ
マス。
アレ、大キナ犬ガ、ワンワント、ホエツキマ
ス。

小サイ犬ガ、カハユサウデアリマスカラ、
コノタケデ、大キナ犬ヲ、オヒマセウ。

注意 本課に於いては、兒童の喜ぶべき、種々の談話につきて、單簡なる事實の説話より、邦人の最重んずべき、氣節の一端を説き示さんとするものなり、即本邦人は、本來一種の性質を存せり、此の氣風は、弱を扶け強を挫ぐ仁義の美風にして、一國元氣の根礎となるものなり、夫、弱を扶け強を懲らすは、我日本魂の因りて生ずる所以にして、最尊重すべき精神なり、然るに輓近に至り、士風漸廢頹し、離合集散、只利を是計る、最輕薄なる氣風をなさんとす、豈慨歎すべき至ならずや、此の士風を挽回するは、今日より急なるはなし、今や東洋の風雲日に非なり、而して我が邦の天職、諸多衰弱の隣邦を扶持して、東洋の面目を維持すべき任、亦正に刻下に迫

れり、而して内には、邦人の最尊重すべき義侠の風は、漸消盡して復回すべからざらんとす、之を挽回せんことは、小學教育を措て、將、何の所にか之を求めん、教育の大任に當らるゝ士、深く意を此の點に注がれんことを望む、

應用

- (一) 犬ハ、ワンワントホエマス、
- (二) チンハ、小サクテ、カハユラシクアリマス、
- (三) 大キナ犬ハ、ツヨサウデアリマス、
- (四) ヨワイ犬ハ、ウチノマヘデバカリホエマス、

第十二課 犬と猫。上、木下、

本文 小さな犬が、大きなねこを、おひかけてきました。

ねこは、きの上おにげのぼつて、したをみ

てをります。

犬は、木にのぼれませぬゆゑ、下からぼえてをります。

小さな犬でも、大きなねこよりは、つよいとみじます。

注意

本課は、前課の意義を繼承して、其の意を擴充す、今や世界萬邦の形勢、其の強弱の勢は、強ちに邦土の大小廣狹に關せず、只其の實力の備はる所にあり、而して各國互に相呑噬し、相擠排する間に立ちて、能く邦家の面目を保ち、宇内に雄飛せんと欲せば、國民の元氣をして旺盛鞏固ならしむると同時に、財富の度を高くするに在り、本課記載する所、甚無邪氣なる一説話に過ぎざれども、

其の意の存する所亦此に在り、斯かる寓意は、素より幼兒の耳に入り得べき所に非ずと雖、力の強弱は、其の體の大小に關らず、苟其の實力弱からんか、如何に其の體大なりと雖、其の効なき所以を示し、其の實力を養ふべきことを知らしむべし、

應用

(一) ねこは、たたみの上にすみ、犬はのきの下にねる、

(二) ねこは、木のほる、

(三) ねこはねすみをとり、犬はもんをまもる、

備考

頼山陽猫狗説あり、其の旨高尚なりと雖、亦以て時に説話の參考とするに足らん、左に之を録す、

猫捕鼠于内、狗警盜于外、各有其職、以事主者也、然諺曰、畜猫三歲、三日忘、惠畜狗三日、三歲不失、而人常愛猫而疎狗、何哉、以其形體則狗之粗、不若猫之嬌也、以其性情、則狗之剛決、不若猫之善柔便辟也、是以猫之於主人、不離、其左右、出入其闈、聞食有魚、寢有褥、而狗則寢於

土、而食於餒、終歲不得望見主人之面、認盜而吠、無賞、縱鼠而不捕、無罰、可悲也夫、

第十三課 山と川。山川水。

本文 あちらに、たかいやまが、みえます。

山の上に、まつの木が、ははてをります。

まつのは、はいつも、あをあをとしてをります。

この川は、山の下から、ながれて、くるのであります。

川のうちに、こひ、ふななど、が、すんでをります。

この川の水はきれいであります。

注意 本課は、簡單なる談話によりて、地理思想を啓發する端緒とせり、其の松の事を説明するに當り、まつのはは、いつも、あをあをとしてをります。の一節は、第一卷第八節、及第十三課に於いて述ぶる所の意義を繼承し、かはのうちに、こひ、ふななごの句に於いては、前卷第二十二課(こひ)の意をうく、故に説話の際、前卷陳述せし所を参照し、以て其の意を敷衍せんことを要す。

應用

- (一) 山には、木がはなれてあり、川には、うをおすんでをります。
- (二) 川の水は、山からながれてでます。
- (三) わがくまは、山たかく、水きよく、けしきよきくにであります。

第十四課 一月一日。月、日、丸子。

本文 けふは一月一日であります。

ごこのうちにもかごまつをたて、日の丸のはたをあげてあります。
あれをどこのこが、たこをあげてをります。
をんなの子が、はねをついてをります。
ごちらもたもしろうに、あろんでをります。

注意 本課は、教授課程の序、恰新年の季節に相當すべきを以て、特に之を掲ぐ、此の課に於いて、殊に教授者の注意すべき要件は、戸々門前に松竹を飾り、旭旗を掲げて、瑞雲飄舞たる間、聖代の新正を謳歌する際に發起すべき、最端正高尚なる感想を涵養し、以て此

の最愉快なる泰平の新春を謳歌する所以の本源、即聖徳の鴻大無量なる所以の觀念を收得せしむるにあり、抑和氣霽々たる中に、松竹萬春を籠め、翩翩たる旭章の下に、聖壽の無疆を謳ふことは、他の衰弱瀕死の邦土に住する國民の、受け得べからざる慶事たり、この感を兒童に想像せしむれば、聖代の恩徳を覺知せしむるに於いて、大に易きものあらん、

應用

- (一) 一月一日は、どしのはじめであります、
- (二) けふは、四はうはいの、たいはひ日であります、
- (三) がくかうにいいつて、たいはひを、まうしてまゐりませう、
- (四) 日の丸のはたが、いへなみに、たてられてあります、
- (五) をどこの子は、たこをあけ、をんなの子は、はねをついてゐます、

第十五課

キヨマサ。 トウ、カウ、ソウヤウ、

本文 ソノタコノエハ、ナニデアリマスカ。

コレハ、カトウキヨマサガ、トラガリヲシテラルエデアリマス。

ソレガ、キヨマサデアリマスカ。

キヨマサハ、ダイカフサマノケライデ、ダイソウ、ツヨイヒトト、キイテヲリマス。

ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリマス。

注意 本課は前課の遊戯の節と相連絡して、歴史上の思想を啓發する端緒とす、即加藤清正の勇武を説明し、之に因みて、我が邦絶代

の英傑たる、豊太閤の事に及ぶ、太閤様、加藤清正等の語は、兒童をして、一度彼等の心中に其の痕跡を止めしめ、終生遂に忘れるものなり、兒童をして、太閤の威風を海外に輝かしたる豪氣、清正の六尺の孤を托せらるゝに足る節義等を兼ね有せしめば、我が臣民たる、牀面を保つに於いて、蓋遺憾なかるべし、故に先此の二將の名を掲げて、歴史教授の端を啓きたるもの、その意、亦偶然に非ざるなり、(ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリマス)此の一句兒童をして、彼等名將の威風、并に氣概を欽羨する念を、惹起さしむべき所たり、

應用

(一) カトウキヨマサハ、タイカフヒデヨシノ、ケライデアリマス、

(二) キヨマサハ、テウセンセイバツノトキ、タイソウウテガラガアリマシタ、

(三) キヨマサノヤウニ、ツヨイ人ハ、スクナクアリマス、
備考 (第五卷第二十四課備考参照)

第十六課 ユキダルマ。子供、ドゥ、出、目、口、

(注意) 以下第十六課より第二十課に至る、五課を以て一段となし、前段の意義を紹述して、兒童の活潑なる英氣を養ひ、艱難辛苦に堪ふべき、素養をなさしめ、兼て歴史、理科の一斑に關する思想を養成し、又精勵勤勉の素地を涵養す、

本文 大ソウ、ユキガフリマシタ。

センセイガ、子供ヲツレテ、ウンドウバへ、
出テ井ラレマス。

子供ガ、大キナ、ユキダルマヲツクリマシ

夕。
一人ノ子供ハ、フデデ、目トハナトヲ、カイ
テヲリマス。

コノユキダルマニハ、口ガアリマセヌ。

コレカラ、ツケルノデアリマセウ。

注意

本課に於いては、雪中遊戯の様を示して、快活なる兒童の精神

を養ひ、兼て忍耐勤勉の貴重なる所以の意を寓す、

凡體育とは、體操を活潑にする謂に非るなり、即其の身體と氣質
とをして、事に當りて寒暑風雨に耐へ、且、苦楚辛酸に堪ふべく、鍛
練せざるべからず、即雪の降りし日には、雪を搏めて雪合戦をな
すも可なり、雪達摩を造るも可なり、以て士氣を鼓舞振作すべし、
小供は風の子と云へる如く、又雪の子と云ふべくして、降雪を喜

び、雪中を奔走して意とせざるものなり、是兒童の體力に注意す
べきことなれども、其の氣質體力を鍛鍊するは、實に寒暑の艱苦
に遭遇せしむることを忘るべからず、

應用

(一) 子供ガ、ウインドウバニ出テ、タイサウナシテ井マス、

(二) カホニハ、目、ハナ、口、ミミガアリマス、

(三) ユキノ日モヤスマズ、ガクカウニ出ルハ、ヨイセイトデア
リマス、

第十七課 ゆきのこりてを。

本文 ゆきのこりてを

つみあげて

まなびのともごち

うち つごひ

いくさ あるびの
 れもしろ や
 ふれく ゆきよ
 つもれ ゆき
 ふり つむ ゆきを
 ともしびに
 ふみ みし人も
 ありとさく
 われら も つまん
 まごの ゆき

ふれく ゆきよ
 つもれ ゆき

注意 本課は前課の雪に關聯し、歌により、更に前課の意をして、益深く且強く感得せしめんとする者なり、其の歌詞中、古人の刻苦精勵せし事跡を、簡單なる語句の中に收めて、無言の教訓を加へし如き、他日兒童の世に處し、業を行ふ時に當り、之が素をなす所なくんばあらず、教授者此の歌を教ふる際、反覆以て其の意義に通曉せしめん事を要す、

備考 どりで、岩なり、本城の外に築ける小城にて、柵など構へ、兵士を置く處、
 ともどち 友達なり、 つどひ 集合の事なり、 れもしろ や や、は俗にヨナアに同じ、ともしび 燈火なり、 ふみみし人 昔時支那に孫

康といひし人あり、家貧くて燈油を買ふ能はざりければ、雪の夕は、書を照して讀みけり、後仕へて高官となれり、

歌譜

〔此の歌は文部省編纂小學唱歌集卷之一第十三曲見渡せむの曲譜に合せて唱和する事を得べし、今左に其の譜を掲げて参考にするに供す〕

調 4/4

3	3	3	2	1	1	1	1	2	2	2	2	3	2	1	5	5	5	4	3	3	3	3	2	1	2	3	1	0	
ハ	キ	ノ	トリ	ヂ	ヲ	ク	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	キ	ノ	トリ	ヂ	ヲ	ク	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ

(一返し)

二 ふりつむきをーとーとーしびにふみみしひととーありとさく
(二返し) われらもつらんーとーとーのゆきふれふれゆきよーのゆき

3	3	3	4	5	5	5	5	6	6	6	6	5	4	3	3	3	3	4	5	5	5	5	6	6	6	6	5	0
ハ	キ	ノ	トリ	ヂ	ヲ	ク	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ハ	キ	ノ	トリ	ヂ	ヲ	ク	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ

われらもつらんーとーとーのゆきふれふれゆきよーのゆき

第十八課

ウメ。花、白、又、天神。

本文

ウメノ花ガ、キレイニ、サキマシタ。
 ウグヒスガ、オモシロク、ナイテヲリマス。
 コノウメノ花ハ、白イ一ヘデアリマスガ、
 又、アカイ花ヤ、八ヘノ花モアリマス。
 ウメハ、テンジンサマガ、オスキアソバサ
 レタモノデアリマス。ソレユエ、天神サマ
 ノゴモンニハ、ウメバチヲツケマス。

注意

本課は、前課の雪の事に連絡して、梅花の克く寒を凌ぎ、春に先ちて開く事を説き、以て第一卷第八課及第十三課の意義を紹述し、兼て梅花につき、理科志想の一端を啓發し、又菅公の事實に説

及す、本課意の存する所廣く且大なり、之を教授するに當りては、豫備を前卷の二課に取り、以て此等の觀念を啓發し、明晰確然たる思想を養成すべし、

應用

(一) ウメノ花ニハ、白イノモ、アカイノモアリマス、

(二) 花ビラハ、一ヘノト、又八ヘノトアリマス、

(三) 天神サマハ、大ソウウメヲオスキナサレマシタ、

第十九課

天神サマ。名文、ジャウ、ワウナユウ、方、

本文 天神サマノ才名マヘハ、スガハラノミチ
ザ子ト、マウシマス。
小サイトキカラ、ガクモンガオスキデ、ウ
タヲヨミ、文ヲツクルコトガ、オジャウズ

デアリマシタ。

サウシテ、又、天神サマハ、天ワウサマニ、大

ソウチユウギナオ方デアリマシタ。

天神サマノオマツリハ、イツデアリマス

カ。

注意

本課は、菅原道眞の事實を説明し、專歴史上の觀念を養成し、忠孝節義の志想を厚からしめ、兼ねて勤勉の思念をして益深からしむるを以て主眼となす、

本課記載する所の菅公は、本書掲けたる、歴史に關する記事に於いて、第三回に當れり、既に豊太閤、加藤清正の勇武と節義とありて、加ふるは菅公の至誠あらしめば、庶幾くは完全なる臣民たる

を得ん、菅公は、實に歴史上忠實至誠の臣として、萬代の標準軌範
とすべきものなり、我國始めて倭魂云々の語を唱導したるは、實
に菅公其の人なり、是亦記憶すべき事項ならん、末句テンジンサ
マノオマツリハ、イツデアリマスカといへるは、この神の祭祀は、
既に兒童の知り居らんことを察してなり、何の郷村も、此の公を
祭れる社多く此の時季に於いて祭典を施行するなるべし、此の
時に於いて、其の當時を想起せしむるは、その便益効果蓋少な
らざらんか、

應用

- (一) 天神サマトハ、スガハラミナザネコウナ、マツツタオ名デ
アリマス、
- (二) 天ヲウサマニツカヘテチユウギデアリマシタ、
- (三) ミナザチコウハ、ウタヤ、文ナ、ジャウズニナサレマシタ、
- (四) ヨニハ、カカルオ方ナ、ニクムワルモノモアリマシタ、

備考

菅原道實は、今より凡千年ばかり前の人にて、參議是善の子、學
問該博、詩文に長じ、兼ねて治體に通曉せり、第五十九代 宇多天
皇藤原氏の專權を抑制せんとし、翰林より擢せし重用し、事を議
せしめ給ひぬ、天皇御年三十にして、位を第六十代 醍醐天皇
に譲り給ふ、天皇御位に即き給ひて、道眞を右大臣となし給ひ
ぬ、時、藤原時平左大臣たりしが、道眞の德望遠く己の上に出づ
るを嫉み、同志と謀り、廢立を謀ると讒奏しければ、道眞は遂に太
宰權帥に貶せられたり、道眞配所に在りて薨す、後官位を復して
正二位を贈り、第六十六代 一條天皇の御時、更に正一位左大臣
を増り、尋いで太政大臣を追贈せらる、民間祠を北野に建て、天滿
天神といふ。

第二十課

きやうだい。太本、もう、手本、きやう、中、

本文 **あにの太らうは、ろろはんのけいこをし**

てをります。
 ねとうどの二らうは、本をよんでをります。
 す。
 あれ、もうどのねたけが、手本をもつて
 まりました。
 いまから、手ならひするのでありませう。
 この三人のきやうだいは、いつも、中よく
 べんきやういたします。
 のちには、みなか、こい人になりませう。

注意 本課は、前課菅公の忍耐勤勉の事實と相關聯して、三人の同胞

互に相親昵して、日課の復習を勉むる事を示し、以て其の忍耐勤
 勉の精神を養ひ、兼ねて家庭に於ける孝悌愛敬の道と、此に對す
 る作法とを教ふ、本課の豫備とすべきものは、第一卷第十四課、及
 第三十五課の中教授の際相參酌して、其の義を貫徹せしめん事
 を要す。

應用

- (一) 太らうと、二らうと、ねたけとは、きやうたいであります。
- (二) きやうたいは、たがい、中をよくするものであります。
- (三) あねとあねとは、よくうやまひ、ねとうとといもうとをば、
 せわをせねはなりませぬ。
- (四) よく本をよみ、手ならひをするを、がくもんをべんきやう
 するとまうします。

第二十一課 ムギ。 風、ヒヤク、百、寸、キヨ、今、

(注意) 以下第廿一課より第廿五課に至るまでを一段となす。

此の一段は、本巻の最末段にして、凡て前三段の意を歸納せるものなれば、其の題目は大綱に涉るもの多しとす、即農商業を奨励する緒をなし、又女子に向ひては、禮儀作法を習はしむる緒を啓き、最末には國恩の重きを説きて、忠愛の思念を養はしむ、

本文 コノサムイ風ノフク日ニ、ヒヤクシヤウ
ガ、ハタケニ出テヲリマス。
アノ百シヤウハ、ナニヲシテヲルノデア
リマスカ。
アレハ、ムギノ中ヲ、タガヘシテヲルノデア
リマス。

ムギハ、三四寸ノビテヲリマス。
コノムギハ、キヨ子シノアキニ、タ子ヲマ
イタノデアリマス。
今、サムサヲコラヘテ、タガヘシテオキマ
スト、ノチニハ、ヨクミノルデアリマセウ。

注意 本課は、農夫耕作の状を示し、以て本巻第六課及第十六課の意を反覆紹介して、農夫は其の艱難辛苦を厭はず、勤勉以て他日收穫の樂を得ることを示し、以て其の忍耐勤勉の精神を養ふ、前課第十六課より第十七課第十八課の三課に、寒中の状を示し、此に次ぎて、梅花春より先つ事を説きたり、本課に於いては之を總括して、一課に收むるものなれば、前課の應用を考へ、豫備と應用とに

工夫を置き、細心注意あらんことを希望す、

應用

- (一) キタ風ガ、サムクフキマス、
- (二) ヒヤクシヤウガ、ハタチカヘシテ井マス、
- (三) 今ムギハ、三四寸ニノビテナリマス、
- (四) コレハ、キヨ子ノアキ、百シヤウガ、マイタノデアリマス、

備考 (卷之三第九課注、意卷之五第十三課注意参照)

第二十二課 コクモツ。米入、店、豆、

本文 コノウチノオクニ、ツンデアアルモノハ、ナ
 ニデアリマセウカ。
 アレハ、米、ムギナドノ、タハラデアリマセ
 ウ。

マヘノ方ノヲケニ入レテアルモノハ、ナ
 ニデアリマスカ。
 アレハ、マメト、アヅキトデアリマス。
 コノウチハ、コクモツヲウル店デアリマ
 ス。
 米、ムギ、豆、アヅキナドヲ、コクモツトマウ
 シマス。

注意 本課は、前課穀物の意に關連して、其の穀物を賣買する商店の
 事、説き及び、以て商業の思想を啓く端をなす、而して其の畫様
 に、店主客に接して其の懇懃なる状を示し、且商家店頭の整齊せ
 るを示す、此等の點は、教授者の特に注意を望む所なり、

(一) 米、ムギナドハ、メシニタキ、豆ハ、ニテタベマス、

(二) 米、ムギハ、タハラニ人レマス、

(三) ウリモノヲ、ナラベテオクトコロヲ、店トイヒマス、

備考 米、麥、粟、稗、稷を五穀と稱し、豆類、胡麻、玉蜀黍、蕎麥等を雜穀と稱す、

第二十三課 ひなあそび。ひやり、くわ、きやく、まふ、

本文 ねひなさまをかざりませう。

ねひなさまのうしろに、びやうぶをたて、まへに、くわしやくしろざけをるなへませう。

このだいらさまは、をぢさまからいただ

き、五にんはやしは、をはさまからいただいたのであります。

これから、ねあねさまを、ねきやくによびまして、ままごを、いたしませう。

ねうめや、ねまへは、ねきふじをしてねくれ。

注意 本課の要旨とする所は、恰、教課を授くる時期に適當すべき、三

月三日の節句に於いて、兒童遊戲の狀を示し、以て、專、女兒禮を習ふ端となす、今や女子の教育大に重んぜられ、日進の機運に向へりと雖、此と同時に、女子の最重んずべき、坐作進退の作法、或は家庭に於ける日常女子の務むべき業に、迂なる弊、日を追ふて甚しからんとす、故に、此の弊風を矯めんとせば、小學教育に重きを措

かざるを得ず、茲に女子に對する特別の課を設けて、女子の禮儀を習ふべきことを示し、所以なり、

應用

(一) くわしは、うまくなりありますが、たべすぎると、ひやうきになります、

(二) たきふじをするときは、まぢがひないやうに、きをつけねはなりませぬ、

(三) きやくにゆきたるときは、ぎやくよくするものであります、

備考 雛遊は、女子が平生の遊戯に、人形を玩びて遊ぶことなれど、雛祭、又雛節句といふは、毎年三月三日に、雛人形を飾りて、種々の食物を具へ、祝をなすことにて、古は上巳の節會、又重三の節を唱へたり、古は、公事にも曲水の宴なぞいふことありて、御前にて、詩賦の興あり、私事には、酒に桃花をひたして飲み、百病を除くなど

いふことありしが、今は止みて、行はれず、唯雛祭のみは一般に行はる、女子が天性なる、優美の心を養はんには、適當の遊なりかし、

第二十四課

君とわがや。生、父母君、

本文 わたくしどもを生みるだてて、かやうに、大きくしてくだされたのは、父上母上でござります。

このくにををさめて、父上はじめ、わたくしどもをぶじにくらせるやうに、してくだされるのは、天、わうさまでござります。それゆゑ、君とわがやのごれんは、すこし

のひまも、わすれてはなりません。

注意 本課は、前段の總體を一括して、忠誠の思念を養ひ、國恩を重んずる念を惹起さしめんが爲、之を出せり、修身教授に於いては、常に忠愛の思想を涵養すべけれど、眞に君恩の忝きを了解するものに至りては、甚、鮮きが如し、是恐くは、教授の方法其の當を失せしに、坐せずんば、あらず、故に敢て此處に之を言ふ所以なり、且夫忠君愛國といふ、其の文字に於いては、異なる所ありと雖、之を我國牀に徴すれば、忠君と愛國とは一義にして二致なし、我皇室の御祖先は生民以前に於いて此の土を拓き給ひ、此の國を建て給ふ、此の國土は即君の國土なり、而して君は此の國土に照臨し給ふ、君と國と遂に離るべきものに非ず、吾人幸に此の國土に生れ、君恩に浴して生を寧んずることを得、緩急事に従ひて身命を抛たざるべからざる所以なり、然り而して、君に忠なるは、國を愛

する所以にして、國を愛するは、君に忠なる所以の理を忘るべからざるなり、這般の事、初學の兒童には、到底了解し得べきものに非ずと雖、機に臨み變に應じて、此の思想を養成せんこと、最肝要なりとす、

應用

- (一) 父も母も、ともに子をかはゆがりませぬ、
- (二) 天わうさまは、くべのみたやでありませぬ、
- (三) 君には、ちゆうぎをつくさねはなりませぬ、
- (四) 父と母どには、かうかうをせねはなりませぬ、
- (五) 人は、生れながらに、ものごとをしろものではありませぬ、
- (六) 君のてれんと、たやのてれんとは、一生わすれてはなりませぬ、

備考 父子の道は親を主とす、人生れて父子あるは、天地の自然なれば、孩提の童も、親を愛み親む心ありて、父母の膝下に抱き養はる

一 時よりして、其の親愛の心自然に生じ、其の年長するに隨ひて、父母を敬する心もまた自然に生ずる也、孝の道は、愛と敬との二つにあり、されども父子の間は、恩を本とするものなれば、親愛の心を以て主とするなり、

父子は、本同一氣にして、身軀の分れたるのみなり、子孫の血脈は、父祖の血脈なり、父祖は上流にして、子孫の前身なり、子孫は、下流にして、父祖の後身なり、故に聖賢の語にも、身は父母の遺軀なりといへり、天地開闢し、初めて人民ありてより以來、一氣流通して、子孫あらんかぎりは相連綿す、故に父を親愛して、疾痛疴痒も己が身と同じく、祖先を念ふこと、父を慕ふが如く、子孫を慈すること己が身に異ならず、これ永き孝慈なり、

古、天祖三種の神器を傳へたまひし時に、寶鏡を授けて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾と宣へり、天孫は天祖の遺軀なり、天祖を

拜したまはんとて、寶鏡に向はせ給はん時、鏡中の御形は、即天祖の遺軀にましますば、天胤の窮なく昌々たまはんに、天祖永く鏡中ましますなり、古歌に『人の子の親にいかなるものをとて戀しきときは鏡をぞみる』といへるも、此の意に叶へるなるべし。

人々 神明の大訓に従ひ、父子祖孫永世一氣なることを知り、此の心を推して、己が身もまた天祖天孫の恩澤を蒙りし人々の子孫なることを知り、今の至尊も、天祖と同氣にましますことを知りて、至尊を仰ぎ奉らんこと、己が祖先の天祖天孫を仰ぎ奉りし昔に變る事なからんは、是祖先の志を繼ぐ大孝といふべし、この志を繼ぐ孝心を移して、君に事ふるは、父に事ふるに資りて、以て君に事ふといへる意にもかないて、即、孝は親に事ふるに始り、君に事ふるに中し、身を立つるに終るといへる義

なり、遠き祖先の志をも継ぐべき程ならば、近き父母に孝養を盡さざる理あらんや、されば是を父子の親の大なるものといふべきなり。

(會澤安)

天孫統を垂れ給ひてより、列聖相承け、以て今上天皇に至る、其の間代々の天皇、一向に世を安かれとのみ、御心を碎かせ給ひ、下萬民を愛撫し給ふこと、眞に畏きことの極といふべし、代々の天皇の至仁至慈なることは、さることながら、今上天皇陛下の御登極以來、宵衣肝食、以て御躬、親政を聞しめされ、民の疾苦を訪はせ給ふ御仁政の數々は、一々算へ奉るべからず、御製によりて、大御心の一斑を窺ひ奉るべきなり。

御製

いにしへの文見るたびに思ふかな

れのが治むる國はいかにと

あやにしきとり重ねても思ふ哉

寒されははんそでもなき身を

此の御製を拜し奉りても、如何に萬民の爲に、宸襟を惱まし給ふかを知るに足りなん、臣民たるもの、各本分を盡して、以て皇恩の萬一に酬い奉らんことを、瞬時も忘るべからざるなり。

第二十五課

すめらみくに

本文 すめらみくにのもののふは
いかなることをか つとむべき
ただみにもてる まごころを
君とれやとにつくすまで

注意 本課は、前課の意を歌詞とし、唱和の際、自然に感化を深からし

尋常小學讀本教授用書卷之二終

めんとの意に出づ、神洲生民の本分、蓋これより湧き來るもの
 外ならず、宜しく反覆唱謠せしめ、其の意義の心肝に徹底するに
 至らしめんことを期すべし、

備考 すめらみくに皇國なり。ものよふ武夫なり。

尋常小學讀本教授用書卷之二終

明治三十年二月四日訂正再版印刷
 明治三十年二月八日發行
 明治三十年十一月九日印刷
 明治三十年十一月十四日發行

尋常小學讀本教授用書定價表

卷一 金 十二錢	卷二 金 十二錢
卷三 金 十五錢	卷四 金 二十錢
卷五 金 二十錢	卷六 金 三十錢
卷七 金 三十錢	卷八 金 三十五錢
合計 金 壹圓七十四錢	



著者

西澤之助

東京市京橋區築地二丁目二十番地

印刷者兼發行

澤邊祐順

東京市京橋區築地二丁目二十番地

發兌

國光社

東京市京橋區築地二丁目二十番地

